

第38回臨時会

伊方町議会会議録

平成27年 4月 28日 開会

伊方町議会

第38回伊方町議会臨時会会議録

○招集年月日 平成27年4月 28日(火)

○招集の場所 伊方庁舎4階議場

○開会(開議) 4月 28日(火) 10時00分宣告

○出席議員(16名)

1番	竹内 一則	2番	廣瀬 秀晴
3番	清家 慎太郎	4番	福島 大朝
5番	菊池 隼人	6番	山本 吉昭
7番	小泉 和也	8番	中村 敏彦
9番	吉川 保吉	10番	阿部 吉馬
11番	小林 絹久	12番	菊池 孝平
13番	中村 明和	14番	高岸 助利
15番	篠川 長治	16番	吉谷 友一

○欠席議員(0名) なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町 長	山下 和彦	副 町 長	森口又兵衛
教 育 長	河野 達司	監 査 委 員	阿部 一寿
総 務 課 長	門田 光和	財 政 課 長	中田 克也
政 策 推 進 課 長	坂本 明仁	町 民 課 長	菊池 嘉起
福 祉 課 長	橋本 泰彦	保 健 介 護 課 長	小野瀬博幸
産 業 振 興 課 長	大野 金能	産 業 振 興 課 付 課 長	兵頭 達也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三好 正弘	建 設 課 長	黒田徳太加
瀬 戸 総 合 支 所 長	井上 利彦	三 崎 総 合 支 所 長	大田 甚好
上 下 水 道 課 長	寺谷 哲也	会 計 管 理 者	山本 桂二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大森 貴浩	中 央 公 民 館 館 長	中田 信幸

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	細川 幸登茂	書 記	岩村 寿彦
書 記	吉本 治	書 記	矢野 喜久

伊方町議会第38回臨時会議事日程

平成27年4月28日(火)
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 町長の専決処分事項報告について (報告第4号)

〃 第 4 町長の専決処分事項報告について
(伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定) (議案第55号)

〃 第 5 町長の専決処分事項報告について
(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) (議案第56号)

〃 第 6 町長の専決処分事項報告について
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) (議案第57号)

〃 第 7 町長の専決処分事項報告について
(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する
条例の一部を改正する条例制定) (議案第58号)

〃 第 8 町長の専決処分事項報告について
(伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例制定) (議案第59号)

〃 第 9 伊方町教育委員会委員の任命について (議案第60号)

追加日程第 1 議長の辞職の許可について

〃 第 2 議長の選挙について

〃 第 3 副議長の辞職の許可について

〃 第 4 副議長の選挙について

日程 第 5 議席の変更について

〃 第10 伊方町議会常任委員会委員の選任について

〃 第11 伊方町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 6 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について

1 閉会宣告

開会宣告 (10時00分)

○吉川保吉議長 おはようございます。これより、伊方町議会第38回臨時会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○吉川保吉議長 町長招集挨拶

○町長 議長

○吉川保吉議長 町長

○町長 皆さん、おはようございます。本日ここに伊方町議会第38回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中、全員のご出席をいただきまして、提案申し上げます案件に付きご審議をいただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、議員各位には、日頃から町政の推進に格別のご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、一昨日の日曜日でございましたが、本町の観光交流拠点施設として整備をいたしました「佐田岬はなはな」のオープニングイベントを多数の方々のご参加とご協力を頂き、また、町内外から大勢の来客を得て盛大に開催することができました。議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご臨席を賜りまして誠にありがとうございました。心から深くお礼を申し上げます。今後、施設の運営につきましては、指定管理者である佐田岬ツーリズム協会を中心として地元の方々の積極的なご参加を頂き、観光誘客の促進と交流人口の拡大さらには地場産業の活性化を目指して、四国の西の玄関口における観光情報の発信基地としての様々な情報提供やサービス提供に期待するところあります。議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。さて、本日の臨時会でございますが、専決処分事項報告6件及び人事案件1件についてご審議をお願いするものでご

ざいます。詳細につきましては、後程担当課長がご説明申し上げますので、ご審議を頂きご決定を賜りますようお願いを申し上げまして甚だ簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議事日程報告

○吉川保吉議長 議事日程報告をいたします。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして議事を進めてまいります。これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○吉川保吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番 菊池隼人議員、7番 小泉和也議員を指名いたします。

会期の決定

○吉川保吉議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、1日間と決定いたしました。

報告第4号

○吉川保吉議長 日程第3「町長の専決処分事項報告について」報告第4号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○吉川保吉議長 副町長

○副町長 報告第4号 町長の専決処分事項報告についてご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。案件名は公用車の事故に関する専決処分、和解及び

損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、平成 26 年 12 月 16 日午後 3 時 30 分頃、伊方町三机乙 3003 番地 6、瀬戸総合支所駐車場内において発生した公用車の車両事故で、瀬戸診療所の事務補助員が車からおりる際、強風にあおられドアが駐車中の車両に接触したものでございます。損害賠償の額は、8 万 2,000 円で、専決処分年月日は、平成 27 年 3 月 5 日であります。なお、こうした事故が起こらないよう厳重注意を行うと共に、全職員に対し、庁議等の機会を通して、安全運転の励行を周知している所でございます。今後も重ねて注意喚起に努めて参りますのでよろしくお願いたします。

○吉川保吉議長 報告事項ですが質疑があれば受けたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第 4 号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

議案第 5 5 号

○吉川保吉議長 日程第 4「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定）」議案第 55 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○吉川保吉議長 福祉課長

○福祉課長 議案第 55 号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項についてご報告いたします。本案は、国民健康保険法の一部を改正する法律の一部施行が、平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、伊方町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。それでは、改正の内容についてご説明いたしますので参考資料をお願いします。第 7 条第 1 項中の「法第 72 条の 4」を「法第 72 条の 5」に改めるものでございます。この内容につきましては、平

成 22 年度から平成 26 年度まで暫定措置でありました、市町村国保の財政基盤強化策であります「国保事業基盤安定繰出金」が、平成 27 年度から恒久化されました。この内容が、国民健康保険法第 72 条の 3 の次に、新たに 1 条加わり、72 条の 4 が 72 条の 5 となったことによる条例改正でございます。なお、以上につきましては、附則におきまして平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○吉川保吉議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 55 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 55 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 5 6 号

○吉川保吉議長 日程第 5「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第 56 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○吉川保吉議長 町民課長

○町民課長 議案第 56 号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項についてご報告いたします。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。改正の主なものにつきましては、まず、1 点目といたしまして「行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備、2点目に消費税率引上げ時期の変更に伴う住宅ローン減税の対象期間の延長に伴う規定の整備、3点目にふるさと納税の申告特例に伴う規定の整備、4点目に固定資産税等の特例措置の見直し等に係る規定の整備、5点目に軽自動車税のグリーン化特例減税の導入及び二輪車等の税率引上げ適用開始の1年延期に伴う規定の整備、6点目に旧3級品製造たばこに係るたばこ税率の見直しに伴う規定の整備であります。それでは、改正の内容につきましてご説明させていただきますので参考資料の1頁をお開き願います。第1条による伊方町税条例の改正内容でございます。先ず、第2条につきましてはマイナンバー法の施行に伴ない、納付書等の記載項目に法人番号を記載する旨の規定を整備するものでございます。次に、第23条につきましては、外国法人の恒久的施設である事務所又は事業所の定義を地方税法の規定に改めるものでございます。次に、2頁にかけての第31条につきましては、法人住民税の均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金又は資本準備金を欠損等の補てんに充てた減資の場合は、当該額を資本金等の額から控除し、剰余金又は利益準備金を資本金とした増資の場合は、当該額を資本金等の額に加算するものでございます。なお、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とするものでございます。次に、3頁にかけての第33条につきましては、個人住民税につきましては、1月1日に町内に住所を有する方に課税されるため、年の途中で出国した方の当該年中に売却した株式の譲渡益に対し、所得税につきましては、課税されることになりましたが、個人住民税につきましては、課税しないこととするための規定の整備でございます。次に、第36条の2につつま

しては、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備でございます。次に、第36条の3の3につきましては、所得税法の改正に伴う引用条項の整合性を図るための規定の整備でございます。次に、4頁から5頁にかけての第48条及び第50条につきましては、法人税法の改正に伴う引用条項の整合性を図るための規定の整備でございます。次に、第51条につきましては、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備でございます。次に、6頁にかけての第57条及び59条につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整合性を図るための規定の整備でございます。次に、第63条の2、63条の3、7頁の第71条、8頁の第74条、74条の2、9頁の第89条、第90条、10頁の第139条の3、及び11頁にかけての第149条につきましては、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備でございます。次に、12頁にかけての附則第4条につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整合性を図るための規定の整備でございます。次に、附則第7条の3の2につきましては、消費税率の引き上げ時期の変更に伴う措置として、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を2年延長し、平成31年までとするものでございます。次に、13頁にかけての附則第9条及び第9条の2につきましては、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の創設によるもので、確定申告を必要とする現在の仕組みを税法上の特例を創設し、確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入するための規定の整備でございます。具体的には、個人住民税課税市町村に対する寄附金の控除申請を寄附先団体が、本人に代わって寄附者の個人住民税課税市町村に通知することにより、控除が受けられるようにするため手続きを簡素化するものでございます。次に、14頁の附則第10条の2につきましては、固定資

産税の課税標準額の特例割合を法定割合に基づいて、条例において定めることができる、通称「わが町特例」の対象資産の見直しに伴う規定の整備でございます。第6項につきましては、都市再生特別措置法に基づき認定業者が取得する「公共の用に供する施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産」については、特例割合を5分の3に、第7項及び第8項につきましては、「管理協定が締結された津波避難施設の家屋及び償却資産」については、特例割合を2分の1に、第12項につきましては、「新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の家屋」につきましては、特例割合を3分の2とするものでございます。なお、現在のところ、当町において該当する施設は今の所ございません。次に、17頁にかけての附則第10条の3につきましては、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備でございます。次に、附則第11条、附則第11条の2、18頁の附則第12条、20頁の附則第13条、及び附則第15条につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置、農地に係る据置特例及び特別土地保有税に係る特例期限を3年間延長し、平成27年度から平成29年度までとするための規定の整備でございます。次に、21頁から22頁にかけての附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例について規定しております。平成25年度税制改正において、消費税率10%導入時に自動車取得税を廃止すること、また、環境性能に応じた課税を検討する方針が打ち出されておりました。これを受け、今回の税制改正において一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その環境性能に応じたグリーン化特例減税の規定を整備するものでございます。具体的には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車について、平成28年度分に限り減税するものでございます。第1項は、電気自動車等の税率でございます。概ね75%が軽減され、軽

の自家用乗用車を例にいたしますと、10,800円が、2,700円となります。第2項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成車の税率でございます。概ね50%が軽減され、軽の自家用乗用車を例にいたしますと、10,800円が、5,400円となります。第3項は、平成32年度燃費基準達成車の税率でございます。概ね25%が軽減され、軽の自家用乗用車を例にしますと、10,800円が、8,100円となります。次に、附則第16条の2につきましては、現行の旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の税率は、特例税率により、千本あたり2,495円で、一般品の千本あたり5,265円に比べ低い税率ですが、この特例税率を廃止し、一般品の税率と同じにするものでございます。なお、廃止までの経過措置といたしまして、附則におきまして特例税率を、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で引き上げることとしております。次に、23頁以降の第2条につきましては、平成26年伊方町条例第12号の伊方町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。平成26年度税制改正において軽自動車税の税率改正を行い、平成27年度分以後の年度分について新税率を適用することとしておりましたが、このうち、原動機付き自転車及び二輪車に係る税率につきましては、適用開始を1年間延期し平成28年度分以降に適用されることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。なお、この条例は、附則におきまして、施行期日、町民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税等に関する経過措置について定めております。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○吉川保吉議長 これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号「町長の専決処分事項報告について(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定)」は、原案のとおり承認されました。

議案第 57 号

○吉川保吉議長 日程第 6「町長の専決処分事項報告について(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)」議案第 57 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○吉川保吉議長 町民課長

○町民課長 議案第 57 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項についてご報告いたします。本案は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。それでは、改正内容についてご説明いたしますので参考資料の 1 頁をお開き願います。まず、第 2 条につきましては、課税限度額の引き上げでございます。第 2 項の基礎課税分につきましては、1 万円引き上げ 52 万円に、第 2 項の後期高齢者支援金等分につきましては、1 万円引き上げ 17 万円に、第 4 項の介護納付金分につきましては、2 万円引き上げ 16 万円とするものでございます。次に、第 21 条につきましては、低所得者の負担軽減の拡充をするための見直しでございます。2 頁をお開き願います。第 2 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法におきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗ずる金額を、1 万 5 千円引き上げ 26 万円とするものでございます。第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得

の算定方法におきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗ずる金額を 2 万円引き上げ 47 万円とするものでございます。なお、以上につきましては附則におきまして、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。次に、下段の附則第 3 条関係につきましては、平成 25 年伊方町条例第 31 号の伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。附則第 15 項の改正規定の施行期日を平成 28 年 1 月 1 日に改めるものでございます。以上ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○吉川保吉議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより議案第 57 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号「町長の専決処分事項報告について(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)」は、原案のとおり承認されました。

議案第 58 号

○吉川保吉議長 日程第 7「町長の専決処分事項報告について(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定)」議案第 58 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○吉川保吉議長 町民課長

○町民課長 議案第 58 号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項についてご報告いたします。本案は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う

措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるため、同日、専決処分をしたものでございます。改正の内容につきましては参考資料をお開き頂きたいと思っております。製造業及び旅館業により新設又は増設した償却資産等について、当該合計取得額が資本金の額に応じた額以上のものに適用する固定資産税の特例税率の適用期限を 2 年間延長し、平成 29 年 3 月 31 日までとし、また、租税特別措置法施行令の改正に伴う引用条項の整合性を図るため規定の整備をするものでございます。なお、この条例は、附則におきまして、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○吉川保吉議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 58 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 58 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 59 号

○吉川保吉議長 日程第 8「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第 59 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○吉川保吉議長 町民課長

○町民課長 議案第 59 号 伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項についてご報告いたします。本案は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため、同日、専決処分をしたものでございます。改正の内容につきましては、参考資料をお開き願います。製造業及び道路貨物運送業等により、新設又は増設した償却資産等について、当該合計取得額が 2,700 万円を超え、一定の要件を満たすものに適用する固定資産税の特例税率の適用期限を 2 年間延長し、平成 29 年 3 月 31 日までとするものでございます。なお、この条例は、附則におきまして、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○吉川保吉議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 59 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 60 号

○吉川保吉議長 日程第 9「伊方町教育委員会委

員の任命について」議案第 60 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。提案理由の説明を求めます。

○町長 議長

○吉川保吉議長 町長

○町長 議案第 60 号 伊方町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。今回、提案申し上げます山口千穂氏は、伊方町二見に在住で年齢は 56 歳であります。同氏は、平成 23 年 4 月 25 日開催された、伊方町議会第 22 回臨時会において、ご同意を頂き、同年 5 月 18 日に教育委員に就任されており、就任後はご自身が持つ愛媛県教育委員会委員としての経験を十分に発揮されて、伊方町の教育行政の発展のためご活躍を頂いております。また、昨年 5 月 18 日に伊方町教育委員長に就任され現在に至っております。このように卓越した経歴と識見をお持ちであり、ご活躍中でありますので伊方町教育委員会委員として引き続き就任頂くことが適当であると判断しご提案申し上げた次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉川保吉議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 60 号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。暫時休憩いたします。再開を 10 時 50 分からといたします。

（休憩 10：40～10：50）

議長辞職許可

○山本吉昭副議長 再開をいたします。只今、吉川保吉議員から議長の辞職願が副議長宛に提出

されました。従いまして、地方自治法第 106 条の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定に基づき、これより「議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって「議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。吉川保吉議員は地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

追加日程を書記に配布させます。追加日程第 1 「議長の辞職の許可について」を議題といたします。書記に辞職願を朗読させます。（朗読文記載省略）お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。従って、議長の辞職願については、これを許可することに決しました。吉川保吉議員の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において議長の辞職願については、これを許可することに決定いたしましたのでお伝えいたします。

投票による議長選挙

○山本吉昭副議長 お諮りいたします。只今、議長が欠員となりましたので、この際、会議規則第 22 条の規定に基づき「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。追加日程を書記に配布させます。これより議長の選挙を行います。お諮りいたしま

す。議長選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定に基づき、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。議長選挙は投票により行います。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は 16 名であります。お諮りいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票立会人を指名いたします。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、開票立会人に竹内一則議員、廣瀬秀晴議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。配布もれはありませんか。(「なし」の発言あり) 配布もれなしと認めます。投票箱を事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、投票結果が同数の場合は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。議席の 1 番から投票をお願いします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長 1 番竹内一則議員、2 番廣瀬秀晴議員、3 番清家慎太郎議員、4 番福島大朝議員、5 番菊池隼人議員、7 番小泉和也議員、8 番中村敏彦議員、9 番阿部吉馬議員、10 番小林絹久議員、11 番吉谷友一議員、12 番菊池孝平議員、13 番中村明和議員、14 番高岸助利議員、15 番篠川長治議員、16 番吉川保吉議員、山本副議長。

○山本吉昭副議長 投票もれはありませんか。(「なし」の発言あり) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。竹内一則議員、廣瀬秀晴議員の立会をお願いいたします。

開票の結果を事務局長に発表させます。

○事務局長 投票総数 16 票、有効投票 16 票、無

効 0 票、有効投票の内、吉谷友一議員、16 票でございます。なお、この選挙の法定得票数は 4 票でございます。

○山本吉昭副議長 投票の結果、吉谷友一議員が議長に当選をいたしました。議場の閉鎖を解きます。只今、議長に当選されました吉谷友一議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。吉谷友一議員、あなたが伊方町議会議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○吉谷友一新議長 只今は、議員各位の皆様方のご同意、ご選任によりまして、責任ある議長職を務めることとなりました。浅学非才な自分ではございますが、町民の皆様方の幸せと社会福祉の向上、そしてまた心豊かで平穏な日常生活が送れるよう、議員各位共々、議会運営に努めて参りたいと思います。ご指導、ご助言そしてまたご協力をお願い申し上げまして挨拶といたします。よろしくお祈りをいたします。

○山本吉昭副議長 議長が決まりましたので、私の任務を終わらせていただきます。なお、私は一身上の都合により、副議長を辞職したいので、辞職願を提出いたします。よろしく審議いたしますようお願いいたします。地方自治法第 117 条の規定に基づき退場させていただきますので、吉谷友一議長さん議長席にお着き願います。

副議長辞職許可

○吉谷友一新議長 お諮りをいたします。只今、山本吉昭議員から副議長の辞職願の提出がありました。よって、会議規則第 22 条の規定に基づき、これより「副議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、「副議長の辞職の

許可について」を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。追加日程を書記に配布させます。追加日程第 3「副議長の辞職の許可について」を議題といたします。書記に辞職願を朗読させます。(朗読文記載省略)お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。従って、副議長の辞職については、これを許可することに決定いたしました。

山本吉昭議員の入場を求めます。告知をいたします。只今、議会において、副議長辞職願については、これを許可することに決定しましたのでお伝えをいたします。お諮りいたします。副議長が欠員となりましたので、この際、会議規則第 22 条の規定に基づき「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。追加日程を書記に配布させます。

投票による副議長選挙

○吉谷友一新議長 これより、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。副議長選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定に基づき、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。副議長選挙は投票により行います。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は 16 名であります。お諮りをいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票立会人を指名いたします。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。よって、開票立会人に竹内一則議員、廣瀬

秀晴議員を指名いたします。後ほど開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。配布もれはありませんか。(「なし」の発言あり)配布もれなしと認めます。投票箱を事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、投票結果が同数の場合は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

只今から投票を行います。議席の 1 番から投票をお願いいたします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長 1 番竹内一則議員、2 番廣瀬秀晴議員、3 番清家慎太郎議員、4 番福島大朝議員、5 番菊池隼人議員、6 番山本吉昭議員、7 番小泉和也議員、8 番中村敏彦議員、9 番阿部吉馬議員、10 番小林絹久議員、12 番菊池孝平議員、13 番中村明和議員、14 番高岸助利議員、15 番篠川長治議員、16 番吉川保吉議員、吉谷議長。

○吉谷友一新議長 投票もれはありませんか。(「なし」の発言あり)投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。竹内一則議員、廣瀬秀晴議員の立会をお願いいたします。開票の結果を事務局長に発表させます。

○事務局長 投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効 0、有効投票の内、小林絹久議員、16 票以上でございます。なお、この選挙の法定得票数は 4 票でございます。

○吉谷友一新議長 投票の結果、小林絹久議員が副議長に当選いたしました。議場の閉鎖を解きます。

只今、副議長に当選されました小林絹久議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。小林絹久議員、あな

たが伊方町議会副議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いをいたします。

○小林絹久新副議長 只今、皆様方のご賛同を頂きまして、副議長に就任することになりました。もとより、微力ではございますが、この職責を果たしていきたいと思っております。どうか皆様方のご指導、ご協力をお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

議席の変更

○吉谷友一新議長 お諮りいたします。初議会の際、議長の議席は最終番とするとの申し合わせをしておりました。よって、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をいたしたいので、この際、会議規則第22条の規定に基づき「議席の変更について」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、「議席の変更について」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第5「議席の変更について」を議題といたします。変更となる議席番号と氏名を事務局長に発表させます。

○事務局長 9番吉川保吉議員、10番阿部吉馬議員、11番小林絹久議員、16番吉谷議長でございます。

○吉谷友一新議長 お諮りいたします。只今発表したとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。議席は只今のとおりです。よって、今後任期の間、皆様方の合意の議席を決定いたしました。なお、席の移動につきましては、次回の議会から

といたします。暫時休憩いたします。議員各位は全員協議会室にお集まり下さい。再開は号令でお知らせいたします。

（休憩 11:32～13:16）

常任委員の選任

○吉谷友一新議長 再開いたします。日程第10、常任委員会委員の選任を行います。なお、この常任委員の選任は、委員会条例第8条第2項の規定に基づく選任であります。書記に委員名簿を配布させます。お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、常任委員はお手許に配布いたしました名簿のとおり選任することを決定いたしました。なお、念のため申し上げておきますが、ただ今選任されました任期は委員会条例第4条の規定により、前委員の任期満了の翌日5月1日からの就任となります。お諮りいたします。常任委員会選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長相互の互選を行うため、それぞれの委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から各委員会を開催いたします。なお、委員会の招集通知は配布しませんのでよろしくお願いをいたします。総務文教委員会は正副議長室、産業建設委員会は全員協議会室、生活福祉委員会は議員控室へ移動をお願いいたします。暫時休憩いたします。再開は号令でお知らせいたします。

（休憩 13:19～13:53）

○吉谷友一新議長 再開いたします。休憩中に各委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手許に参りました。

総務文教委員長に、中村明和議員。副委員長に、菊池孝平議員。産業建設委員長に、竹内一則議員。副委員長に、廣瀬秀晴議員。生活福祉委員長に、高岸助利議員。副委員長に、福島大朝議員。以上のとおり、互選されました旨の報告がありました。

議会運営委員会の選任

○吉谷友一新議長 日程第 11、議会運営委員会委員の選任を行います。なお、この議会運営委員の選任は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定に基づく選任であります。書記に委員名簿を配布させます。お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手許に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。なお、念のため申し上げますが、只今選任されました委員の任期は、委員会条例第 5 条第 3 項の規定により、前委員の任期満了の翌日 5 月 1 日からの就任となります。お諮りいたします。議会運営委員会委員選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、委員会を開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から議会運営委員会を開催いたします。なお、委員会の招集通知は配布いたしませんのでよろしくお願いをいたします。暫時休憩いたします。再開は、号令でお知らせいたします。

（休憩 13：19～13：58）

○吉谷友一新議長 再開いたします。休憩中において、議会運営委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手許に参りました。議会運営委員長に、山本吉昭議員。副委員長に、

清家慎太郎議員。以上のとおり、互選されました旨の報告がありました。

本会議の会議日程等議会の運営に関する事項

○吉谷友一新議長 只今、議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により「本会議の会議日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、追加日程第 6 として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、直ちに議題とすることに決定いたしました。申出書を書記に配布させます。お諮りいたします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会宣告

○吉谷友一新議長 これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして、伊方町議会第 38 回臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（14 時 09 分 閉会）